

平成26年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府
専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）

法学既修者コースA日程入学試験第2次選抜

公法系科目

時間 13:40～15:35

●注意事項（よくお読みください）

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 自分の受験番号と机の上の受験番号が同じであることをよく確かめてください。
3. 時計のアラーム、携帯電話等の電源は切ってください。
4. 机の上に置いてよいものは、①受験票、②筆記用具（鉛筆、ペン、消しゴム）、③鉛筆削り（電動式を除く）、④時計（携帯電話やPHSを時計として使用することは認めない）、⑤メガネ、⑥目薬、⑦ティッシュペーパー、⑧ハンカチです。これらは、予め机の上に置いておいてください。
5. 上記4で掲げた試験のために必要なもの以外は、かばんに入れて椅子の下に置いてください。電源を切った携帯電話も、身につけず、かばんに入れてください。
6. 配布物は、①問題冊子、②解答用紙、③下書き用紙、④六法の4種類です。足りないものがあつたら、挙手で合図し、試験監督にその旨申し出てください。
7. 解答用紙の所定の欄に、受験番号と氏名を記入してください。解答用紙は、全部で3枚あります。そのすべてに受験番号と氏名の記載欄がありますので、漏れなく記入してください。なお、解答用紙はホチキスで綴じられていますが、その針は外さないでください。
8. 試験問題は、問題1～3の3つがあります。必ず指定の解答用紙を使ってください。解答用紙はそれぞれ両面になっています。なお、解答用紙が足りなくなった場合は、解答用紙の追加分を渡しますので、監督者に挙手で合図してください。解答用紙の追加分を使用する場合は必ず、上段の問題番号記載欄に、対応する問題番号を記入してください。
9. 試験時間は、115分です。中途退席は原則として試験開始後40分まで認めません。また、中途退席者は、再度入室することができません。試験終了直前の10分間も退席できませんので、よく注意してください。ただし、気分が悪くなったときや、トイレに行く必要があるときなどは、近くの監督者に挙手で合図し、遠慮なく申し出てください。
10. 試験開始後、受験者本人であることの確認（写真照合）を行います。その際は、監督者にご協力ください。

以下の3問、問題1から問題3にすべて解答せよ。

(配点：全問とも50点)

問題1

男子高校生Xは、国立大学法人Y女子大学の生物学科に優れた研究者がいると聞き、受験しようとして出願したが、性別を理由に受験を拒否された。Xは、大学受験予備校の公表する、この学科の大学入試センター試験のいわゆるボーダー点をはるかに超える得点を獲得していた。また、この出願のため、他の国公立大学の受験はできなくなり、私立大学理工学部に進学した。Xは、このY女子大学と国を相手取り、訴えを起こすこととした。以下の問いにすべて答えなさい。

- (1) Y女子大学の存在は憲法違反か。また、Xの請求は認められるべきか。(40点)
- (2) 2審の高等裁判所は、Y女子大学の存在は憲法違反であるが、出訴の時点でこれを憲法違反とすることは一般的ではなかったとして、Xの請求は斥けたとする。この場合、Y女子大学は上告できるか。また、国は、Y女子大学を男女共学にしなければならないか。(10点)

問題 2

下記に掲げる条項（X条）が、日本国憲法に追加されたとする。この条項に関して、政党の憲法上の位置づけに留意し、その憲法学上の評価について論じなさい。

<参照条文>

X条 国は、政党が国民の政治的意思形成に協力し、議会制民主主義に不可欠な存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。

- 2 政党の政治活動の自由は、これを保障する。
- 3 前二項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。

問題 3

行政手続法（以下、「法」という）について、以下の問いにすべて答えなさい。

- (1) 法 5 条 1 項・3 項は、審査基準の設定・公表を行政庁に義務づけている。これに対して、法 12 条 1 項は、処分基準の設定・公表を行政庁の努力義務に留めている。審査基準・処分基準の性質について論じた上で、これらの規定の趣旨を説明しなさい。

(30 点)

- (2) 法 8 条 1 項と法 14 条 1 項の趣旨を説明しなさい。(20 点)